川崎市災害

・ ・ は ・ は ・ に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて

川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり 制定する。

令和元年11月25日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年川崎市条例第70号) の一部を次のように改正する。

目次中「・第17条」を「~第18条」に改める。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(災害弔慰金等支給審查委員会)

- 第16条 法第18条の規定に基づき、川崎市災害 R 慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、災害用慰金及び災害障害見舞金の支給に関 する事項を調査審議する。
- 3 委員会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 医師

- (2) 法律及び社会福祉に関する専門的な知識経験を有する者
- 5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ただし、再任を妨げない。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、 規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制定要旨